⑶　本団体管理下の施設周辺に居住する地域住民が恐怖感・不安感を有し、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族や関係地方公共団体等も観察処分の継続を求めていること

第４回期間更新決定後も、本団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることから、両サリン事件等における被害者及び被害者遺族は、本団体の解散や観察処分の継続、本団体の活動規制の強化を切望している。また、本団体の施設周辺に居住する地域住民も、本団体の組織体質が依然として閉鎖的かつ欺まん的であることに起因し、本団体に対して、再び無差別大量殺人行為に及ぶのではないかなどとの恐怖感・不安感を抱いている。

そのため、地域住民によって組織された協議会は、本団体の解散等を求める各種集会・デモ、署名活動等を実施し、国等に対して観察処分の期間の更新を求める要請等を行っているほか、関係地方公共団体も、国に対して同様の要請を行っている。そして、関係地方公共団体からは、法第32条に基づく調査結果の提供の請求が多数回にわたってなされているが、このことは、観察処分に基づく調査の結果得た情報に対する需要が極めて大きいことを示している。したがって、本件観察処分を継続し、本団体の活動状況を引き続き明らかにするとともに、その結果得られた情報を関係地方公共団体に提供することにより、地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に努め、法の目的を達成する必要がある。

⑷　小括

以上のとおり、依然として本団体の閉鎖性、欺まん性が顕著であり、地域住民は恐怖感・不安感を抱いている上、近年、本団体が構成員や資産を増加させている状況下で、本件観察処分がその期間を満了して終了し、立入検査や報告徴取が不可能となった場合には、活動状況を知ることが困難となり、無差別大量殺人行為に結び付く本団体の危険な要素の増大を適時的確に把握することができなくなるほか、地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に応えることができなくなる。また、「ひかりの輪」については、依然として麻原の影響下にあり、その組織体質にいささかの変化もみられないことから、観察処分を免れれば、麻原への絶対的帰依を明示的に強調する活動を再開するおそれがあり、「Aleph」から「ひかりの輪」へ構成員が大量に流入するなど、受け皿としての役割を担うことも懸念される。

したがって、本団体に対して、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新し、活動状況を継続して明らかにする必要性がある。

第４　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則第２条第４項に規定する法第５条第４項の処分に関する意見

１　処分の期間

３年間

２　法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する公安審査委員会が特に必要と認める事項

⑴　本団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階を報告させること

（理由）

本団体は、一般社会との関係を断絶して活動する出家信徒とその他の在家信徒に区分しており、その状況を明らかにする必要がある。また、出家信徒について、位階制度を維持しており、位階と団体内における地位・役割との対応関係を明らかにする必要がある。

⑵　本団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名を報告させること

（理由）

本団体は、インターネット上のホームページを利用して団体の活動を広報するとともに、構成員に対する指示・連絡を行っていることから、同ホームページへの掲載が本団体の意思決定によるものであるかどうかを把握し、本団体の活動状況を継続して明らかにする必要がある。

⑶　本団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に本団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録媒体の保管場所）を報告させること

（理由）

本団体は、収益事業によって多額の収入を得ているところ、各報告期間末日における現金の現在額、預貯金の種類及び残高等の報告を受けるだけでは当該事業の実態を把握することができず、本団体が、仮に、当該事業の収益によって無差別大量殺人行為の準備のために自己資金を秘密裏に蓄え、あるいは、かかる資金を用いて武器等の危険物を購入するなどしても把握することができないことから、当該報告期間末日における本団体の資産・負債の総額の報告を受けることに加え、収益事業の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所を報告させて、本団体の収益事業の収支状況を把握する必要がある。

第５　警察庁長官の意見

法第12条第２項に基づき、平成26年10月９日付け公調一発第239号文書をもって、警察庁長官の意見を聴いたところ、同年11月14日付け警察庁甲備発第32号文書において、法第５条第４項の処分を請求することが必要であると認められる旨の回答があった。

添付書類

１　更新の理由となる事実を証すべき証拠書類とその目録

２　更新の理由となる事実を証すべき証拠書類と証明すべき事実との関係を明らかにした証拠説明書

３　警察庁長官の意見陳述書

別添１－２

証拠書類一覧表（公安調査庁）

番号	標　　目　　等
1	総括調査書（平成26年11月28日付け）（総）
2	資料複写報告書「平成９年２月４日付け『官報（号外特第２号）』の全頁、平成12年２月１日付け『官報（号外特第２号）（２分冊の１）』の１～13頁、平成15年１月29日付け『官報（号外第17号）』の１～18頁、平成18年１月30日付け『官報（号外第19号）』の全頁、平成21年１月30日付け『官報（号外第18号）』の１～27頁、平成24年１月30日付け『官報（号外第22号）』の全頁の写し」（平成26年９月２日付け）（証４－１に同じ）（総１）
3	資料複写報告書「平成20年８月５日に読売新聞社が配信した記事の写し」（平成26年９月２日付け）（総２）
4	調査書「被請求団体が所有し又は管理する拠点施設」（平成26年11月４日付け）（総３）
5	調査書「被請求団体の現金及び預貯金の額」（平成26年11月４日付け）（総４）
6	資料複写報告書「公安調査官作成に係る平成26年５月16日付け調査書『【Aleph】広報部名義で開設されたホームページに公安調査官の氏名が掲載されていること』の写し」（平成26年10月６日付け）（総５）
7	資料複写報告書「上祐史浩及び同人の考えに賛同する者らが立ち上げたブログ『真実を見る』に掲載された平成17年６月４日付け『観察処分の現状と今後の見通し』と題する記事の写し」（平成26年７月15日付け）（証２－104に同じ）（総６）